

令和3年度第1回

さいたま市民憲章・さいたま市民の日推進本部会議

次第

日時 令和3年12月2日（木）11:05～11:20
場所 政策会議室 ※リモート併用

1 開 会

2 議 題

- (1) 推進本部の設置について
- (2) 取組の現状と令和4年度に向けた全庁的な取組について
- (3) その他

3 閉 会

【配付資料】

(タブレット端末)

- ・ 推進本部会議資料 議題 (1) (2) (3) について

(机上配布)

- ・ 【参考1】さいたま市民憲章・さいたま市民の日推進本部設置要綱、名簿
- ・ 【参考2】令和3年度さいたま市民の日に係る企画等一覧
- ・ 【別添】 市民憲章パンフレット

議題（１）推進本部の設置について

- ① **設置の目的** 「さいたま市民憲章」「さいたま市民の日」の全庁を挙げた**周知・普及の徹底**
- ② **構 成**
 - 本部長 : 市長
 - 副本部長 : 副市長
 - 本部員 : 全局・区長等、総合政策監
(計38名)
- ③ **設 置 日** 令和3年12月2日

概要

項目	さいたま市民憲章	さいたま市民の日
制定	令和３年７月１日	令和３年３月１１日 根拠：さいたま市民の日条例
趣旨	<ul style="list-style-type: none">・ 前文及び５つの項目で構成 (別 添 参 照)・ 郷土への思いや市民としての誇りなどが込められ、市民としての心がけや志をうたう行動指針	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年５月１日（市制施行日）・ 市民が郷土である本市の歴史や文化に親しみ、市民としての一体感とまちづくりに自ら参画する意識を高め、魅力ある本市を将来にわたって創っていくことを期する日

議題（２）取組の現状と令和４年度に向けた全庁的な取組について

① 市民の日

▶取組の現状

		令和３年度（R3.3.23～5.31）	令和４年度（R4.4.1～5.31）
市の取組 （第３条関係）	事業数	113事業 （実績ベース）	135事業 （暫定）
	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別展示や写真展（区役所） ・企画展や記念展（美術館、博物館等） ・市を学ぶ学習機会の提供（全市立学校） ・体験活動や講座（公民館） ・資料テーマ展示（図書館） ・お祝い給食（公立保育園） 	令和３年度の取組に加え、以下が拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・各種企画・イベントの追加 （鉄道のまち鉄道ふれあいフェア、ごみゼロ365クリーンアップキャンペーンなど） ・お祝い給食の拡大 （全市立小・中・中等教育学校、特別支援学校が追加）
使用料等の免除 （第４条関係）	施設数	18施設 ※うち1施設改修中	18施設
	主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮盆栽美術館 ・岩槻人形博物館 ・サイデン化学アリーナ など 	同左
市民・団体等の取組 （第５条関係）	事業数	1事業	調整中
	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北浦和ターミナルビル開業20周年記念・さいたま市政20周年『さいたま市民の日』制定記念・カフェ2002ミニ・コンサート 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種協会や実行委員会が主催するイベント（複数） ・地域密着型マルシェの開催 ・市外郭団体等との共催事業（複数）

議題（２）取組の現状と令和４年度に向けた全庁的な取組について

▶令和４年度に向けた重点取組について

- ・ 令和３年度に実施した取組を基盤としつつ、次の３点に重点的に取り組む。
- ・ 対象期間は当日を含む概ね４月１日～５月３１日とする。

	重点取組	各局・区等の取組検討の視点
①	全庁を挙げた取組の実践と周知	<p>▽ふさわしい行事・イベント等の更なる拡大</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 冠名称を使用した行事・イベントを実施できないか✓ 行事・イベントの実施期間を対象期間中に変更できないか <p>▽あらゆる機会をとらえた周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 各局・区等で発行している印刷物や刊行物で市民の日を紹介できないか✓ 実施するイベント・行事のなかで市民の日のPRができないか
②	若年世代への浸透	<p>▽児童・生徒が市の歴史や文化などに親しめる学習機会の提供</p> <p>▽特に若年世代に訴求力がある企画・イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none">✓ Twitter、Instagram等を活用するなど若年世代が関心をもつ企画を実施できないか
③	市民及び団体との協力体制の構築	<p>▽各局区等が関係する団体等へ積極的な協力・連携の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 市民の日と連動した企画や冠名称の使用など、協力を求めることができる市民・団体等はないか <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>＜協力・連携内容＞</p><ul style="list-style-type: none">・ 民間施設・事業者等による特典の提供（市民割引、セール、特別フェア、特別公開など）・ 市民・団体等による市民の日の趣旨に沿った事業の実施（防犯・環境美化・健康増進活動などの地域活動や市民活動）・ 補助事業や後援事業を通じたPR協力（冠名称の使用や発行物への掲載など）</div>

取組全体のPR（予定）

▶今後の取組に供するもの

ポスター

公共施設や民間施設等への配付を想定

のぼり旗

展示や企画を行う区役所、公共施設、市民・団体等への提供を想定

市民の日チラシ

市及び市民・団体の主な関連事業を掲載

▶取組全体の広報

市ホームページ

市民の日関連事業を一覧で掲載

市報４月号

市民の日特集ページ（2P） 市及び市民・団体の主な関連事業を掲載

SNS

市公式Twitterにて発信

② 市民憲章

▶取組の現状

- ・ 市HPに掲載
- ・ 市報 8月号での紹介
- ・ 20周年記念式典における披露（市内小学生による朗読リレー）
- ・ 新成人への周知（市内小学生朗読リレー映像放映）
 - ・ 「再会の機会」【令和３年11月23日開催】
 - ・ 令和４年さいたま市成人式【令和４年１月予定】
- ・ 一般向けパンフレットの配付（市内公共施設等）
- ・ 小中学生向けパンフレットの配付【12月中予定】
（市立小・中・中等教育学校、特別支援学校の全生徒）
- ・ 市民憲章パネルの設置【12月中に完了予定】
（市役所・各区役所）

議題（２）取組の現状と令和４年度に向けた全庁的な取組について

▶令和４年度に向けた重点取組について

- ・ 次の２点に重点的に取り組む。
- ・ 対象期間は通年とする。

	重点取組	各局・区等の取組検討の視点
①	全庁を挙げた周知	<p>▽あらゆる機会をとらえた周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">✓各局区等が関係する市内各種団体の年次総会や会合などで市民憲章を紹介できないか（当日配布物への掲載など）✓各局区等が実施する行事、式典、講座及びイベント等において、市民憲章を紹介できないか✓印刷物や刊行物に市民憲章を掲載できないか
②	若年世代への浸透	<p>▽児童・生徒を対象とした学習機会の提供</p> <p>▽若年世代や親子世代を対象とした啓発活動等の実施</p> <ul style="list-style-type: none">✓若年世代や親子世代が集まる行事、式典、イベント等において、市民憲章の啓発等ができないか

今後のスケジュール

